

令和6年度

宇治市新婚・子育て世帯等

住宅確保おうえん事業補助金

応募要領

〈子育て世帯〉

令和6年6月

宇治市建設部住宅課

空き家対策係

1 事業の趣旨

宇治市は、新婚世帯や子育て世帯等が住宅を確保するにあたり、経済的負担の軽減、育児に関する負担の軽減、空き家の利活用および市内への移住、定住を図るため、新婚世帯、子育て世帯等が実施する住宅のリフォーム等に要する経費について、予算の範囲内において補助を実施します。

2 補助対象者（申請者）

補助対象者は、次のいずれかに該当する世帯に属するものとします。

- (1) 3人以上の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を行い、妊娠中の胎児も含める。）が属する世帯。
- (2) 親子世帯又は祖父母世帯の一方又は両方が住所変更（住民票に記載されている住所の変更をいう。以下同じ）を行い、三世代が新たに宇治市内にて同一の住宅に居住し、三世代同居をする予定の世帯。
- (3) 親子世帯又は祖父母世帯の一方又は両方が住所変更を行い、三世代近居をする予定の世帯で、以下のいずれかに該当する世帯。

ア 親子世帯と祖父母世帯が宇治市内において、それぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住し、三世代近居をする予定の世帯。ただし、住所変更前において、直線距離2km超の距離に居住していること。

イ 住所変更前において異なる市町村に居住する親子世帯と祖父母世帯が、宇治市内に居住し、三世代近居をする予定の世帯。

なお、補助対象者は、次の要件のすべてを満たすものとします。

- (1) 市内転居の場合は、転居元住宅が賃貸住宅に限る。
- (2) 世帯の全員（三世代同居または三世代近居の場合は祖父母を含む。以下同じ。）が、市税および府税の滞納がないこと。
- (3) 子の親権者の年収の合計額が750万円未満であること。
- (4) 世帯の全員が、国または他の地方公共団体から同種の補助、およびこの要領に基づく補助を過去に受けていないこと。
- (5) 過去に宇治市内において、三世代同居および市内2km以内にて三世代近居をしたことがないこと。
- (6) 宇治市に定住を希望すること。
- (7) 暴力団又はその傘下組織でないこと。

この補助制度中の用語説明

- (1) 多子世帯 3人以上の子ども（平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者をいい、妊娠中の胎児も含む）が属する世帯をいう。
- (2) 親子世帯 平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者（妊娠中の胎児も含む）が属する世帯をいう。
- (3) 祖父母世帯 親子世帯に属する平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者（妊娠中の胎児も含む。）の祖父母が属する世帯をいう。
- (4) 三世代 親子及び子の祖父母（祖父又は祖母どちらか一方の場合を含む。）をいう。なお、子は、平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた者をいい、妊娠中の胎児も含む。
- (5) 三世代同居 令和6年度において、親子世帯または、祖父母世帯の一方または両方が住所変更を行い、三世代が新たに同一の住宅に居住することをいう。
- (6) 三世代近居 令和6年度において、親子世帯または祖父母世帯の一方または両方が住所変更を行ったもののうち、以下のいずれかに該当することをいう。
ア 親子世帯と祖父母世帯が宇治市内において、それぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住すること。ただし、住所変更前において、直線距離2km超の距離に居住していること。
イ 住所変更前において異なる市町村に居住する親子世帯と祖父母世帯が、宇治市内に居住すること。
- (7) 子育て世帯 多子世帯、三世代同居もしくは三世代近居をする世帯のことをいう。
- (8) 年収 給与所得者であれば、給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額をいう（例：源泉徴収票の『支払金額』を指します）。自営業であれば、年間の売上・家賃収入等（事業所得・不動産所得等）をいう（確定申告書Bにおける『収入金額等』を指します）。

3 補助対象事業

補助対象事業は、次のうちいずれか1つが対象です。

(1) 住宅リフォーム事業

多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするため、
住宅リフォームを行う事業

* 子の親権者または子の祖父母が所有（予定を含む）している住宅が対象。

(2) 住宅購入事業

多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするため、
住宅の購入を行う事業

(3) 住宅賃借事業

多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするため、
住宅の賃借を行う事業

* 賃借する物件は、戸建てが対象。（共同住宅は対象外です。）

4 補助対象経費

(1) 住宅リフォーム事業

多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするために必要で、育児負担の軽減を目的とした間取りの変更や、子育てに配慮した住宅の一部の修繕、改築、増築または模様替え等を行う工事に要する経費で、次の要件のいずれにも該当するもの。

- ①多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするために必要であると市長が認める工事であること。
- ②令和7年3月1日までに完了する工事であること。
- ③工事の契約日が、補助金の交付決定日以降のものであること。
- ④国、または市の他の補助金等を受けて行う工事ではないこと。

〈補助例〉子ども部屋を増やす、子どものためにトイレを和式から洋式に改修するなど。

※単なる修繕や老朽化による設備の更新等は対象外です。

なお、各子育て世帯の補助対象となるおもなリフォームの考え方にに基づき、補助対象経費を判断します。

* 各子育て世帯の補助対象となるおもなリフォームの考え方

多子世帯	主に子どもの「数」に対応するための改修
三世代同居	祖父母が親子の子育てを支援するための改修とあわせ、 祖父母が当該住宅に住むために必要な改修
三世代近居	祖父母が親子の子育てを近居で支援するために必要な改修 (祖父母が当該住宅に住むためだけに必要なものは対象外)

(2) 住宅購入事業

多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするための住宅購入に係る仲介手数料に要する経費で、次の要件のいずれにも該当するもの。

- ①令和7年3月1日までに申請者の名義に登記情報の変更が可能である事業であること。
- ②売買の契約日が、補助金の交付決定日以降のものであること。

(3) 住宅賃借事業

多子世帯が居住、または、三世代同居もしくは三世代近居をするための住宅賃借に係る仲介手数料に要する経費で、次の要件に該当するもの。

- ・賃賃借契約の契約日が、補助金の交付決定日以降のものであること。

※なお、この補助金は「京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金」を受けて実施するため、交付申請後、補助対象経費となるか京都府と協議を行います。

5 補助金の交付額

補助金の額は、別表①に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に定める経費の総額に2分の1を乗じて得た額（別表①に記載の限度額が上限となります。1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。）とします。

別表①

補助対象事業	補助対象経費	限度額
住宅リフォーム事業	リフォームに係る工事費	100万円
住宅購入事業	購入に係る仲介手数料	40万円
住宅賃借事業	賃借に係る仲介手数料	5万円

さらに、下記(1)、(2)に掲げる加算が当てはまる場合、補助金の額で算出した額に4分の1を乗じた額（別表②に記載の限度額が上限となります。加算ごとに1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てます。）をそれぞれ加算します。

- (1) 空き家加算：新たに居住する住宅が、宇治市内の区域内に所在する建築物（当該建築物に付属する工作物を含む。）で、概ね1年間を通して、現に使用されていない状態又はこれに類する状態にあるもの及びその敷地を活用する場合に加算します。
- (2) エリア加算：事業実施場所が子育てにやさしいまち創出のために重点的に取り組むエリア（以下のエリア）であれば、加算対象とします。

エリア名	対象中学校区
中宇治	宇治中学校
木幡・黄檗	東宇治中学校、木幡中学校、黄檗中学校
小倉	北宇治中学校、西小倉中学校、西宇治中学校

別表②

補助対象事業	加算の種類	加算限度額
住宅リフォーム事業	(1) 空き家加算 (2) エリア加算	25万円
住宅購入事業		10万円
住宅賃借事業		1万円

補助例 ①対象経費 住宅リフォーム 300万円（空き家加算、エリア加算）補助額 150万円
（内訳：100万円 ＋ 空き家加算 25万円 ＋ エリア加算 25万円）
②対象経費 住宅リフォーム 80万円（エリア加算）⇒ 補助額 50万円
（内訳：40万円 ＋ エリア加算 10万円）

6 募集期間

令和6年6月7日（金） から 令和6年12月27日（金）まで

ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。

7 申請手続き

申請にあたっては、所定の申請書（様式第 2 号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

（申請に関しての注意点）

- 申請書類提出前に、補助制度の対象となるか必ず事前に確認してください。
- 先着順のため、郵送での提出は受け付けておりません。
- 必要書類に不足等があった場合、申請書の受理ができません。

「申請書に添付する書類」

全事業共通に必要な書類

- ア 世帯全員の住民票の写し
- イ 子の親権者の府税の納税証明書
- ウ 子の親権者の収入が確認できる課税（非課税）証明書、または所得証明書
- エ 収支予算書（様式第 3 号）
- オ 子の親権者の誓約書兼同意書（様式第 4 号）
- カ 対象住宅の位置図
- キ 母子健康手帳の写し（妊娠中の胎児がいる場合）
- ク その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合）
- ケ 宇治市新婚・子育て世帯等住宅確保おうえん事業指令前着手届（様式第 13 号）
（市内で転居の場合）
- コ 現住物件の賃貸借契約書の写し、または登記事項証明書（建物）
（三世代同居、近居の場合）
- サ 三世代であることがわかる戸籍全部事項証明書など
- シ 子の祖父母の世帯全員の住民票の写し
- ス 子の祖父母の府税の納税証明書
- セ 子の祖父母の誓約書兼同意書（様式第 4 号）

住宅リフォーム事業の場合

- ソ 建物の売買契約書の写し、または登記事項証明書（建物）
- タ 補助対象経費の額を確認できる書類（見積書の写しなど）
- チ 平面図
- ツ 工事予定個所の写真

住宅購入、賃借事業の場合

- テ 補助対象経費の額を確認できる書類（見積書の写しなど）

（※） 宇治市住宅課のホームページから、申請書類をダウンロードできます。

8 実績報告

実績報告にあたっては、所定の報告書（様式第 9 号）に以下の必要書類を添えて、宇治市住宅課窓口に提出してください。

「報告書に添付する書類」

全事業共通

- ア 収支決算書（様式第 10 号）
- イ 契約日および補助対象経費の額が確認できる書類（契約書の写しなど）
- ウ 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写しなど）
- エ 世帯全員の住民票の写し（転居後）
- オ その他市長が必要と認める書類
（三世代同居、近居の場合）
- カ 子の祖父母の世帯全員の住民票の写し（転居後）

住宅リフォーム事業の場合

- キ 工事中、工事後の写真
- ク （交付申請時に所有予定であった場合）登記事項証明書（建物）

住宅購入事業の場合

- ケ 登記事項証明書（建物）

9 補助金交付の流れ

- | | |
|---------|--|
| ① 「申請者」 | ○補助金の交付申請（応募期間：令和 6 年 12 月 27 日まで） |
| ↓ | |
| ② 「宇治市」 | ○補助対象の要件の確認（市税の滞納状況等）
○交付申請書等の審査
○補助金の交付決定通知 |
| ↓ | |
| ③ 「申請者」 | ○各種契約の締結
○事業の実施（売買契約、リフォーム等）（令和 7 年 3 月 1 日まで）
○住民票の異動
○補助金の実績報告（令和 7 年 3 月 31 日まで） |
| ↓ | |
| ④ 「宇治市」 | ○補助金の確定通知 |
| ↓ | |
| ⑤ 「申請者」 | ○補助金の交付請求 |
| ↓ | |
| ⑥ 「宇治市」 | ○補助金の交付 |

10 その他

- ・この補助金のほかに、国または地方公共団体から、この補助金の対象工事が行われる部位に対して、補助金を受けていない物件であること。
- ・補助対象者は、対象事業のいずれか1つの事業についてのみ、補助金の交付を受けることができます。
- ・三世同居、三世近居については、親子世帯及び祖父母世帯に係るいずれか1つの世帯のみ、補助金の交付を受けることができます。
- ・補助対象者は、補助金の交付決定がある前に事業に着手する場合は、宇治市新婚・子育て世帯等住宅確保おうえん事業指令前着手届（様式第13号）を提出してください。
- ・補助対象者は、補助金で整備した施設等について、減価償却資産の耐用年数等の関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数の間、適切に管理してください。
- ・補助対象者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分し、適正に行うとともに、当該経理に係る書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管してください。
- ・補助制度利用時に宇治市に定住の意思があれば、宇治市が調査した上、やむを得ない事情と判断すれば、転出されても問題はありません。
- ・補助制度利用後、市の広報等で補助金活用の啓発にご協力いただくことがあります。

11 提出先・問合せ先

担当 宇治市 建設部 住宅課 空き家対策係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地
TEL 0774 - 21 - 0418（直通）